

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○支庁長の統轄に属さない出先機関の指定の一部改正..... (人事課)	77
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正 (人事課)	77
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究 調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正..... (人事課)	79
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正..... (財政課)	79
○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正..... (計画室)	79
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正..... (環境保全課)	79
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正..... (環境保全課)	80
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生 する振動を規制する地域の指定の一部改正..... (環境保全課)	80
○知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部改正 (環境保全課)	80
○病虫害防除員を置かない区域の指定の廃止..... (食品政策課)	80
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	80
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	80
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可..... (農業支援課)	80
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可..... (農業支援課)	80
○農業振興地域の指定の一部改正(2件)..... (農地調整課)	80
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	82
○特定調達契約に係る入札の公告..... (道有林課)	82
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課)	83
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	84
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	84
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	84
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	85
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	86
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	87

○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	87
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	87
○道路の区域の変更及び供用の開始(2件)..... (道路整備課)	90
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等(2件)..... (河川課)	91
○河川区域の指定の一部変更..... (河川課)	91
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災課)	92
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)..... (砂防災課)	92
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	92
○開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正..... (都市環境課)	93
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (出納局総務課)	95
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (物品管理課)	96
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	96

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の業務の停止処分(4件).....	96
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	97

道教育庁釧路教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	99
----------------------	----

告 示

北海道告示第275号

昭和41年北海道告示第2337号(支庁長の統轄に属さない出先機関の指定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北海道自治政策研修センター

北海道消防学校 を「北海道消防学校」に改める。

北海道立文書館 」

北海道告示第276号

昭和47年北海道告示第1162号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1項の表北海道保健福祉事務所及び北海道立病院の項中「100,000」を「75,000」に、「95,000」を「70,000」に、「90,000」を「65,000」に、「85,000」を「60,000」に、「80,000」を「55,000」に、「75,000」を「50,000」に改め、同表北海道立診療所の項中「130,000」を「105,000」に、「125,000」を「100,000」に、「120,000」を「95,000」に、「115,000」を「90,000」に、「110,000」を「85,000」に、「105,000」を「80,000」に改め、同表その他の項を次のように改める。

そ の 他	北海道立身体障害者リハビリテーションセンター	所 長 そ の 他	65,000 60,000
	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター	院 長 そ の 他	55,000 50,000
	北海道立精神保健福祉センター 北海道立小児総合保健センター 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター 北海道立中央乳児院 北海道立心身障害者総合相談所	所（院）長 そ の 他	45,000 40,000

第2項を次のように改める。

2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における医学研究調査手当の額は、次の表のとおりとする。

支 給 対 象			支 給 額（円）		
勤 務 箇 所	役 職 名		平成18年度	平成19年度	平成20年度
北海道保健福祉事務所及び北海道立病院	市以外の地域に所在する部局	保健福祉部長及び地域保健部長並びに院長 そ の 他	90,000 85,000	85,000 80,000	80,000 75,000
	札幌市、旭川市、函館市、岩見沢市、江別市及び千歳市以外の市に所在する部局	保健福祉部長及び地域保健部長並びに院長 そ の 他	80,000 75,000	75,000 70,000	70,000 65,000
		保健福祉			

北海道立診療所	その他	部長及び地域保健部長並びに院長 そ の 他	70,000 65,000	65,000 60,000	60,000 55,000
	級別の区分が6級地、5級地又は4級地とされている部局	所 長 そ の 他	120,000 115,000	115,000 110,000	110,000 105,000
	級別の区分が3級地又は2級地とされている部局	所 長 そ の 他	110,000 105,000	105,000 100,000	100,000 95,000
	その他	所 長 そ の 他	100,000 95,000	95,000 90,000	90,000 85,000
そ の 他	札幌医科大学	学 長	30,000	25,000	20,000
		学 部 長 附属病院長	25,000	20,000	15,000
		教 授	20,000	15,000	10,000
		助 教 授 そ の 他	15,000	10,000	5,000
	北海道立身体障害者リハビリテーションセンター	所 長 そ の 他	80,000 75,000	75,000 70,000	70,000 65,000
	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター	所 長 そ の 他	70,000 65,000	65,000 60,000	60,000 55,000
	北海道立精神保健福祉センター 北海道立小児総合保健センター 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター 北海道立中央乳児院 北海道立心身障害者総合相談所	所（院）長 そ の 他	60,000 55,000	55,000 50,000	50,000 45,000
	北海道環境科学研究センター 北海道立衛生研究所 北海道立衛生学院 北海道立看護学院 北海道消防学校	所（院）長 そ の 他	30,000 25,000	25,000 20,000	20,000 15,000
	本庁		15,000	10,000	5,000

第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 平成18年3月31日において本庁に勤務する医師である職員のうち、保健福祉部に勤務する知事の指定する職にあった者で、同日以降引き続き行政職給料表の適用を受けるものの同年4月1日から平成21年3月31日までの間における医学研究調査手当の額は、前項の規定にかかわらず、62,500円とする。

北海道告示第277号

昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

本文の表北海道立病院の項中「450,000」を「435,000」に、「440,000」を「425,000」に、「400,000」を「385,000」に、「390,000」を「375,000」に、「300,000」を「285,000」に、「290,000」を「275,000」に、「200,000」を「185,000」に、「190,000」を「175,000」に、「90,000」を「75,000」に、「85,000」を「70,000」に改め、同表北海道立診療所の項中「北海道立湯の岱診療所」を削り、「700,000」を「685,000」に、「690,000」を「675,000」に、「350,000」を「335,000」に、「340,000」を「325,000」に、「300,000」を「285,000」に、「290,000」を「275,000」に改め、本文の表を本文第1項の表とし、同表の前に次のように加える。

1 離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び当該部局に勤務する医師である職員に支給する医学研究調査手当の額は、次の表のとおりとする。

本文に次の1項を加える。

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における医学研究調査手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

指 定 部 局		役 職 名	支給額（円）
北海道立 病院	北海道立羽幌病院	院 長	440,000
		そ の 他	430,000
	北海道立江差病院	院 長	390,000
		そ の 他	380,000
	北海道立紋別病院	院 長	290,000
		そ の 他	280,000
	北海道立緑ヶ丘病院	院 長	190,000

北海道立 診療所	北海道立向陽ヶ丘病院 北海道立北見病院	そ の 他	180,000
	北海道立苫小牧病院	院 長	80,000
		そ の 他	75,000
	北海道立天売診療所 北海道立焼尻診療所 北海道立香深診療所 北海道立鬼脇診療所	所 長 そ の 他	690,000 680,000
	北海道立占冠診療所 北海道立余別診療所 北海道立阿寒湖畔診療所 北海道立ウトロ診療所	所 長 そ の 他	340,000 330,000
	北海道立白滝診療所 北海道立麻野診療所 北海道立糠平診療所	所 長 そ の 他	290,000 280,000

北海道告示第278号

昭和30年北海道告示第622号（全国自治宝くじ事務協議会規約）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3条第2号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

北海道告示第279号

昭和40年北海道告示第601号（北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1の事項中「北海道企画振興部計画室」を「北海道企画振興部地域振興・計画局計画室」に改める。

北海道告示第280号

平成元年北海道告示第397号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように

改正し、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「、北見市」を削る。

北海道告示第281号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「、北見市」を削る。

北海道告示第282号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「、北見市」を削る。

北海道告示第283号

平成11年北海道告示第532号（知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域）の一部を次のように改正し、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「及び平成12年函館市告示第200号」を「、平成12年函館市告示第200号及び平成18年北見市告示第29号」に改める。

北海道告示第284号

昭和47年北海道告示第3639号（病虫害防除員を置かない区域の指定）は、廃止する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江丹別土地改良区から、

次のとおり役員の退任の届出があった。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成18. 2. 28	理 事	久 保 進	旭川市江丹別町中央137番地の2

北海道告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年 3月22日、神竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、池田土地改良区が管理する高島頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

高島頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、池田土地改良区が管理する信取ダムに係る管理規程の廃止を認可した。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

廃止した管理規程の概要

信取ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第289号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成18年 3月31日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号のうち、女満別地域及び三石地域の事項を削る。
- 2 昭和45年北海道告示第2678号のうち、東藻琴地域の事項を次のように改める。

大空地域

大空町の区域のうち、都市計画法で定める用途地域（平成10年女満別町告示第12号により告示された用途地域）、字中央253、271、272（4、10及び12の区域に限る。）、281（3、4、6及び7の区域に限る。）、282、285から288まで、289（2、3及び6の区域に限る。）、290、293（1から4まで、7、8、10から12まで、14から19まで及び21から24までの区域に限る。）、294（1及び3の区域に限る。）、296（2及び6の区域に限る。）、297（3から5まで、13及び14の区域に限る。）、299（7の区域に限る。）、301（1、3から6まで、10、11、13、15及び17の区域に限る。）、303（1、3から7まで及び9から13までの区域に限る。）、306（1、2、5、8、9及び12から19までの区域に限る。）、307、308（2から4までの区域に限る。）、309、310（2及び3の区域に限る。）、312（1から3まで及び11から13までの区域に限る。）、315、316（2から6までの区域に限る。）、317、323、324（2から4までの区域に限る。）、327（59及び123の区域に限る。）、331（1から4まで、9、12から15まで及び17から30までの区域に限る。）、335（2、3及び14から77までの区域に限る。）、346から348まで、349（1から5までの区域に限る。）、350、356、357、389（1から3まで、6、8及び10の区域に限る。）、390（1、2、4、5及び9の区域に限る。）、391（2、3、8及び9の区域に限る。）及び397番の区域、網走刑務所の区域、国有林野の区域、網走東部地域森林計画の東藻琴村有林野の1及び2並びに55（一部の区域に限る。）林班の区域、網走東部地域森林計画の東藻琴村の民有林野の4、5（8、29及び30小班の区域を除く。）、6（16小班の区域を除く。）、15（1、2及び4から7までの小班の区域に限る。）、16（1、3、4、8、21、22、28、34から36まで及び39（一部の区域に限る。）小班の区域に限る。）、37（37から40まで、49から51まで、53から59まで、61、105から111まで、113、114、121、122、137及び142小班の区域に限る。）、38（2、13から16まで、18、21、23、24及び32から34までの小班の区域に限る。）、39（4（一部の区域に限る。）、5（一部の区域に限る。）、6、8、9、11から22まで、24から27まで、32、33、44、46から54まで、60、61及び67から74までの小班の区域に限る。）、40から46まで、47（4、5、23、24、46、48、54、72、80、81、95及び99小班の区域に限る。）、49（10、12、13、75、77、78、80、82、84、87から89まで、91から97まで、129、132から137まで及び151小班の区域に限る。）、50、51、54（1から3まで、11、13、16、17、19、74、80から82まで、85から94まで、97、100、101、106、108、124及び125小班の区域に限る。）及び55（16から21まで、23から25まで、43から45まで、47から50まで、79、160、161、163から165まで、171及び172小班の区域に限る。）林班の区域、網走東部地域森林計画の女満別町の民有林野の34（一部の区域に限る。）、35（一部の区域に限る。）、37、38（1から3まで、7から9

まで、17から22まで、24から26まで、127、151、221及び222小班の区域を除く。）及び39林班の区域並びに網走湖の水面の区域を除いた区域

- 3 昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）のうち、風連地域の事項を削り、名寄地域の事項を次のように改める。

名寄地域

名寄市の区域のうち、図面（第21号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（昭和57年名寄市告示第1号により変更告示された後の用途区域及び平成18年風連町告示第31号により告示された用途区域）、防衛庁所管の土地の区域、国有林野の区域、道有林野の区域、上川北部地域森林計画の名寄市有林野（29林班の区域を除く。）の区域、上川北部地域森林計画の風連町有林野の1から4まで、6、7、10、12及び13林班の区域、上川北部地域森林計画の風連町の民有林野の6から18まで及び48から50までの林班の区域並びに白樺ゴルフ場の区域）に該当する区域を除いた区域

- 4 昭和47年北海道告示第3389号のうち、静内地域の事項を次のように改める。

新ひだか地域

新ひだか町の区域のうち、図面（第36号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（平成2年静内町告示第45号により変更告示された後の用途地域）、農林水産省家畜改良センター新冠牧場の区域、北海道大学付属実験牧場の区域、静内農業高等学校実習農場用地の区域、国有林野の区域、日高地域森林計画の静内町有林野の区域、日高地域森林計画の静内町の民有林野の35から48まで、144、146、147、151から153まで、161、162、168及び171林班の区域、日高地域森林計画の三石町有林野の1、2、5、17、18、20、35（一部の区域に限る。）、36、37（一部の区域に限る。）、41（一部の区域に限る。）、43、61、62、101から104まで、109から124まで、127から129まで（一部の区域に限る。）、130、131から135まで（一部の区域に限る。）、136、137から139まで（一部の区域に限る。）、140、141、142（一部の区域に限る。）、143（一部の区域に限る。）、144から146まで、147から149まで（一部の区域に限る。）、150、151、152（一部の区域に限る。）、153（一部の区域に限る。）、159及び183から189までの林班の区域並びに日高地域森林計画の三石町の民有林野の15（一部の区域に限る。）、16（一部の区域に限る。）、17、18（一部の区域に限る。）、19、20、35（一部の区域に限る。）、36、37（一部の区域に限る。）、40から42まで（一部の区域に限る。）、43、44から46まで（一部の区域に限る。）、47、48（一部の区域に限る。）、49、50から52まで（一部の区域に限る。）、53から61まで、62から64まで（一部の区域に限る。）、65から67まで、68から71まで（一部の区域に限る。）、101、103（一部の区域に限る。）、104（一部の区域に限る。）、109から112まで（一部の区域に限る。）、115から118まで、123、125、126、154から156まで（一部の区域に限る。）、159、161、164及び165林班の区域）を除いた区域

北海道告示第290号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。
浜頓別地域の事項中「北海道立天北農業試験場」を「北海道立上川農業試験場天北支場」に改める。
- 2 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
滝川地域の事項中「北海道立滝川畜産試験場」を「北海道立畜産試験場滝川試験地及び北海道立花・野菜技術センター」に、「北海道立植物遺伝資源センター」を「北海道立中央農業試験場」に改め、新得地域の事項中「北海道立新得畜産試験場」を「北海道立畜産試験場」に改める。

北海道告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
岐 阜	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道空知支庁
十 弗 西	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ、土層改良）	北海道十勝支庁
幌 岡 同		同

北海道告示第292号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 10台
外付けMOドライブ 10台
カラープリンタ 1台
プリンタ 1台
大判プリンタ 1台
 - (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成18年6月1日から平成22年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
 - (4) 納 入 場 所 北海道水産林務部森林環境室道有林課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林環境室道有林課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室
 - (2) 入 札 日 時 平成18年5月11日 午後2時
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 3に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)の交付場所に申し込むこと。

また、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.jp/menu.html>）からダウンロードすることができる。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 228台

(2) 入札の公告の予定時期 平成18年5月頃

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成18年5月2日 午後4時

(2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道水産林務部森林環境室道有林課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 28-714

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 10

b . MO Drive 10

c . Color Printer 1

d . Printer 1

e . Large Format Printer 1

B . Bid tendering date and time :

2 : 00 P. M., May 11, 2006

C . Contact :

Prefectural Forest Management Division, Department of Fisheries and Forestry,
Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, kita 3-jo, Chuou-ku, Sapporo, Hokkaido
060-8588 Japan.

Phone : 011-231-4111 Extension 28-714

北海道告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 岩内郡共和町国富737の1から737の3まで・1608の1
（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

国富737の1（次の図に示す部分に限る。）、737の2、737の3、1608の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町別海115の8

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村字焼場ノ沢989（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

古宇郡神恵内村大字珊内村96の4・字川白115の1・115の2・223（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、115の3

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

古平郡古平町大字沖町24の2・25の4・28の7・29の4・117・字沢50・56・149・564・566（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町片無去421

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第297号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所

深川市・雨竜郡幌加内町・空知郡南富良野町・河東郡鹿追町（以上1市3町国有林。
次の図に示す部分に限る。）、勇払郡むかわ町穂別長和472の1（次の図に示す部分
に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村字ニニウ507の1（次の図に示す部分
に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに深川市役所及び関係
町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡音威子府村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡雄武町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 白糠郡白糠町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜中町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 瀬棚郡今金町・久遠郡せたな町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡当麻町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第300号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡当麻町・空知郡南富良野町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

当麻町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 土別市・名寄市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第301号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明なもの

空知郡南富良野町字下金山306ほか4筆所在の森林について所有権を有する

佐 藤 壽

(2) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第303号

(3) 掲示場所 南富良野町役場

2(1) 所在が不明なもの

爾志郡乙部町字栄野²⁴所在の森林について所有権を有する

小 野 一 正

(2) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第305号

(3) 掲示場所 乙部町役場

3(1) 所在が不明なもの

苫前郡苫前町字三豊¹²所在の森林について所有権を有する

森 信 一

(2) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第306号

(3) 掲示場所 苫前町役場

4(1) 所在が不明なもの

天塩郡幌延町字雄興⁷⁷の5所在の森林について所有権を有する

林 光 華、林 貴 朝、林 由紀恵

(2) 通知の要旨 平成18年農林水産省告示第306号

(3) 掲示場所 幌延町役場

北海道告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道清原喜茂別線 虻田郡喜茂別町字金山98番1地先から

平成18. 3.31

北海道小樽土木現業所 虻田郡喜茂別町字金山70番1地先まで

道道 小 樽 定 山 溪 線 北海道小樽土木現業所	小樽市朝里川温泉2丁目551番地先から 小樽市朝里川温泉1丁目546番14地先まで	平成18. 3.31	道道 女 満 別 空 港 線 北海道網走土木現業所	網走郡大空町女満別西6条4丁目284番1地先から 網走郡大空町女満別西4条4丁目284番11地先まで	同
道道 美 深 雄 武 線 北海道旭川土木現業所	中川郡美深町字仁宇布545番地先から 中川郡美深町字仁宇布506番15地先まで	同	道道 江 南 清 里 停 車 場 線 北海道網走土木現業所	斜里郡清里町羽衣町37番3地先から 斜里郡清里町羽衣町35番14地先まで	同
道道 吹 上 上 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町1634番210地先から 空知郡上富良野町1634番50地先まで 空知郡上富良野町1636番7地先から 空知郡上富良野町1636番98地先まで	同	道道 根 室 半 島 線 北海道釧路土木現業所	根室市納沙布84番1地先から 根室市納沙布90番1地先まで	同
道道 麓 郷 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市東京大学演習林34林班C小班地先から 富良野市東京大学演習林34林班B小班地先まで	同	道道 別 海 厚 岸 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町浜中西二線93番地先から 厚岸郡浜中町浜中基線104番地先まで	同
道道 ベベルイ中富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	空知郡中富良野町字中富良野1809番7地先から 空知郡中富良野町字中富良野1904番8地先まで	同	道道 厚 岸 昆 布 森 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町太田五の通り31番2地先から 厚岸郡厚岸町太田四の通り32番3地先まで 厚岸郡厚岸町太田西55番1地先から 厚岸郡厚岸町太田西56番2地先まで	同
道道 和 寒 幌 加 内 線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三笠423番1地先から 上川郡和寒町字三笠426番1地先まで	同	道道 阿 寒 公 園 鶴 居 線 北海道釧路土木現業所	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北18線44番1地先から 阿寒郡鶴居村字雪裡原野600番1地先まで 阿寒郡鶴居村字雪裡原野北19線西55番6地先から 阿寒郡鶴居村字雪裡原野北18線44番1地先まで	同
道道 三 和 剣 淵 線 北海道旭川土木現業所	上川郡剣淵町字南剣淵兵村9018番6地先から 上川郡剣淵町字南剣淵兵村9021番3地先まで	同	道道 静 内 浦 河 線 北海道室蘭土木現業所	浦河郡浦河町東町ちのみ4丁目451番7地先から 浦河郡浦河町東町ちのみ4丁目448番3地先まで	同
道道 下 川 愛 別 線 北海道旭川土木現業所	上川郡下川町班溪国有林上川北部森林管理署93林班い 小班地先から上川郡下川町班溪国有林上川北部森林管 理署93林班い小班地先まで	同	道道 洞 爺 湖 登 別 線 北海道室蘭土木現業所	登別市上登別町42番507地先から 登別市上登別町42番1069地先まで	同
道道 川 北 中 標 津 線 北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字中標津2089番3地先から 標津郡中標津町字中標津1840番14地先まで	同	道道 白 老 大 滝 線 北海道室蘭土木現業所	白老郡白老町字森野国有林胆振森林管理署108林班ほ 小班地先から白老郡白老町字森野国有林胆振森林管 理署108林班ほ小班地先まで 伊達市大滝区三階滝町244番30地先から 伊達市大滝区三階滝町177番1地先まで	同
道道 中 西 別 計 根 別 線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町中西別160番15地先から 野付郡別海町中西別150番7地先まで	同	道道 洞 爺 虻 田 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡洞爺湖町三豊17番地先から 虻田郡洞爺湖町栄町91番2地先まで	同
道道 西 春 別 春 別 停 車 場 線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町豊原1番70地先から 野付郡別海町豊原1番25地先まで	同	道道 美 和 豊 浦 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡豊浦町字新山梨206番2地先から 虻田郡豊浦町字新山梨42番2地先まで 虻田郡豊浦町字浜町29番20地先から 虻田郡豊浦町字幸町90番12地先まで	同
道道 別 海 厚 岸 線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町別海343番1地先から 野付郡別海町別海343番4地先まで	同	道道 比 宇 厚 賀 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	沙流郡日高町富川南474番1地先から 新冠郡新冠町字東川126番1地先まで	同
道道 上 武 佐 計 根 別 停 車 場 線 北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字西竹65番1地先から 標津郡中標津町字西竹57番1地先まで	同	道道 宿 志 別 振 内 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	沙流郡平取町振内町20番15地先（一般国道237号交点） から沙流郡平取町振内町20番14地先まで	同
道道 薫 別 川 北 線 北海道釧路土木現業所	標津郡標津町字古多糠755番1地先から 標津郡標津町字古多糠2095番1地先まで	同	道道 上 問 寒 問 寒 別 停 車 場 線 北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字中問寒559番1地先から 天塩郡幌延町字中問寒189番2地先まで 天塩郡幌延町字問寒別791番1地先から 天塩郡幌延町字問寒別590番1地先まで	同
道道 上 風 連 中 西 別 線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町中西別282番4地先から 野付郡別海町中西別282番36地先まで	同			
道道 中 標 津 標 茶 線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町本別18番18地先から 野付郡別海町本別18番15地先まで	同			
道道 和 寒 鷹 栖 線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町7284番地先から 上川郡鷹栖町7291番1地先まで	同			
道道 下 仁 頃 相 内 停 車 場 線 北海道網走土木現業所	北見市美園705番1地先から 北見市相内町62番2地先まで	同			

道道豊富中頓別線 北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字上問寒北海道大学天塩地方演習林奥地213林班地先から天塩郡幌延町字上問寒北海道大学天塩地方演習林奥地213林班地先まで	平成18. 3.31	道道帯広新得線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町字然別北5線西34番15地先から河東郡音更町字然別北5線西36番4地先まで	同
道道有明天塩有明停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡初山別村有明1590番地先から苫前郡初山別村有明1584番地先まで	同	道道本別留辺薬線 北海道帯広土木現業所	中川郡本別町美里別129番8地先から中川郡本別町美里別129番8地先まで	同
道道苫前小平線 北海道留萌土木現業所	苫前郡苫前町字三溪国有林留萌南部森林管理署2028林班ら小班地先から苫前郡苫前町字三溪218番2地先まで	同	道道幕別帯広芽室線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町札内青葉町308番4地先から中川郡幕別町札内青葉町311番2地先まで	同
道道上羽幌羽幌停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字上羽幌113番1地先から苫前郡羽幌町字上羽幌446番地先まで	同	道道川西芽室音更線 北海道帯広土木現業所	帯広市西24条南5丁目6番1地先から帯広市西24条南5丁目6番2地先まで	同
道道上遠別霧立線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2137林班イ小班地先から苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2138林班る小班地先まで	同	道道中美生芽室線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町美生2線24番4地先から河西郡芽室町美生2線24番4地先まで	同
	苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2138林班ぬ小班地先から苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2138林班ぬ小班地先まで	同		河西郡芽室町美生2線24番4地先から河西郡芽室町美生2線14番8地先まで	同
	苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2139林班り小班地先から苫前郡羽幌町字上羽幌国有林留萌北部森林管理署2139林班り小班地先まで	同	道道清水谷足寄線 北海道帯広土木現業所	足寄郡足寄町茂喜登牛785番3地先から足寄郡足寄町喜登牛799番1番地先まで	同
道道羽幌原野古丹別停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字中央980番1地先から苫前郡羽幌町字長島682番1地先まで	同	道道下居辺高島停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字下居辺基線112番2地先から河東郡士幌町字下居辺基線107番1地先まで	同
	苫前郡羽幌町字長島634番5地先から苫前郡羽幌町字長島634番5地先まで	同	道道屈足鹿追線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町瓜幕西28線26番4地先から河東郡鹿追町瓜幕西28線26番1地先まで	同
	苫前郡羽幌町字長島936番地先から苫前郡羽幌町字長島934番地先まで	同	道道幸徳大樹停車場線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町字大全219番1地先から広尾郡大樹町字大全5番12地先まで	同
	苫前郡羽幌町字長島1046番地先から苫前郡羽幌町字長島1046番地先まで	同	道道士幌然別湖線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字上音更西5線180番1地先から河東郡士幌町字上音更西5線179番10地先まで	同
	苫前郡羽幌町字長島1046番地先から苫前郡羽幌町字長島1046番地先まで	同		河東郡士幌町字上音更西5線179番10地先から河東郡士幌町字上音更西5線179番10地先まで	同
道道豊牛下頓別停車場線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡浜頓別町字頓別原野2809番2地先から枝幸郡浜頓別町字頓別原野2794番1地先まで	同	道道芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町東芽室南2線33番1地先から河西郡芽室町東芽室南2線29番1地先まで	同
道道杓形仙法志鷺泊線 北海道稚内土木現業所	利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎275番1地先から利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎299番地先まで	同	道道忠別清水線 北海道帯広土木現業所	上川郡新得町柏町1丁目45番1地先から上川郡新得町柏町1丁目10番1地先まで	同
道道利尻富士利尻線 北海道稚内土木現業所	利尻郡利尻町杓形字新湊234番2地先から利尻郡利尻町杓形字新湊278番1地先まで	同		上川郡清水町字清水基線9番3地先から上川郡清水町字清水基線7番1地先まで	同
道道美深中頓別線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡中頓別町字神崎186番1地先から枝幸郡中頓別町字神崎国有林宗谷森林管理署2108林班む小班地先まで	同	道道笹川士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町北鹿追北14線2番14地先から河東郡鹿追町北鹿追北14線1番23地先まで	同
			道道士幌上士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字士幌西2線194番1地先から河東郡士幌町字士幌西2線198番4地先まで	同
道道豊頃糠内芽室線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町農野牛601番地先から中川郡豊頃町農野牛597番地先まで	同		河東郡士幌町字士幌西2線202番13地先から河東郡士幌町字士幌西2線204番12地先まで	同
			道道中札内インター線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村大通北1丁目20番1地先から河西郡中札内村協和東2線247番7地先まで	同

北海道告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間
岩 見 沢 三 笠 線 北海道札幌土木現業所	三笠市幾春別千住町303番1地先から三笠市幾春別錦町1丁目235番3地先まで	前	11.00mから 37.00mまで	1,515.00m	—
		前	22.00mから 58.29mまで		
		後	22.00mから 58.29mまで		
砂 川 奈 井 江 美 咲 線 北海道札幌土木現業所	美咲市字チャシュナイ1033番33地先から美咲市字チャシュナイ742番1地先まで	前	18.00mから 31.06mまで	396.88m	—
		後	18.00mから 27.70mまで		
幌 糠 小 平 停 車 場 線 北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字小平町441番1地先から留萌郡小平町字小平町441番2地先まで	前	20.79mから 24.21mまで	23.71m	—
		後	20.79mから 27.10mまで		
達 布 小 平 線 北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字沖内939番1地先から留萌郡小平町字沖内939番1地先まで	前	23.38mから 29.81mまで	39.74m	—
		後	23.38mから 29.81mまで		
八 雲 北 檜 山 線 北海道函館土木現業所	二世郡八雲町春日31番1地先から二世郡八雲町春日49番1地先まで	前	18.00mから 31.00mまで	760.00m	—
		後	18.00mから 31.00mまで		
		後	21.00mから 33.00mまで	751.60m	—
		後	21.00mから 33.00mまで		
奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字宮津144番地先（海浜地）から奥尻郡奥尻町字宮津89番地先（道路敷地）まで	前	3.72mから 14.71mまで	636.21m	—
		前	3.72mから 14.71mまで		

古 平 神 恵 内 線 北海道小樽土木現業所	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1147林班に小班地先から古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1301番1地先まで	前	8.62mから 29.10mまで	547.98m	—
		後	8.62mから 29.10mまで		
		前	10.24mから 224.66mまで	1,380.10m	—
		後	21.83mから 211.04mまで		
和 寒 幌 加 内 線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三笠411番1地先から上川郡和寒町字三笠412番1地先まで	前	22.66mから 24.90mまで	120.00m	—
		後	20.36mから 24.90mまで		
歌 登 咲 来 停 車 場 北海道旭川土木現業所	中川郡音威子府村字咲来218番地先から中川郡音威子府村字咲来212番地先まで	前	17.00mから 40.90mまで	553.00m	—
		前	19.00mから 38.50mまで		
		後	19.00mから 63.00mまで	537.00m	—
		後	19.00mから 63.00mまで		
瑞 穂 旭 川 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	旭川市東旭川町豊田35番7地先から旭川市東旭川町豊田32番3地先まで	前	14.50mから 16.00mまで	105.00m	—
		前	15.70mから 21.50mまで		
		後	15.70mから 21.50mまで	105.00m	—
		後	15.70mから 21.50mまで		
上 富 良 野 旭 中 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町5130番1地先から空知郡上富良野町5141番1地先まで	前	14.54mから 25.23mまで	758.56m	—
		後	14.54mから 25.23mまで		
美 沢 上 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町1948番636地先から空知郡上富良野町1948番627地先まで	前	26.40mから 97.49mまで	522.95m	—
		後	26.40mから 97.49mまで		
和 寒 鷹 栖 線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三笠87番1地先から上川郡和寒町字川西393番4地先まで	前	12.00mから 37.00mまで	1,043.02m	—
		前	20.78mから 41.00mまで		
		後	20.78mから 41.00mまで	1,043.02m	—
		後	20.78mから 41.00mまで		

日 東 東 雲 線
北海道旭川土木現業所

上川郡上川町字菊水254番1地先から上川郡上川町川端町字108番1地先(一般国道39号交点)まで

前

10.50mから
45.50mまで

1,031.30m

一般国道39号
重複L=14.62m

上川郡上川町字菊水241番14地先から上川郡上川町川端町字108番1地先(一般国道39号交点)まで

前

16.00mから
52.80mまで

1,038.21m

一般国道39号
重複L=14.62m

北見市常呂町字日吉548番1地先(河川敷地)から北見市常呂町字日吉564番15地先(河川敷地)まで

後

16.00mから
52.80mまで

1,038.21m

一般国道39号
重複L=14.62m

北見市三輪530番5地先から北見市三輪493番65地先まで

前

14.80mから
19.20mまで

362.00m

—

北見市三輪530番5地先から北見市三輪493番65地先まで

後

18.00mから
57.20mまで

340.00m

—

北見市大和29番1地先から北見市大和54番5地先まで

前

11.00mから
11.00mまで

238.00m

—

北見市大和29番1地先から北見市大和54番5地先まで

後

18.00mから
18.00mまで

238.00m

—

網走郡大空町女満別豊里183番1地先から網走郡大空町女満別豊里402番6地先まで

前

18.60mから
39.50mまで

410.00m

—

網走郡大空町女満別豊里183番1地先から網走郡大空町女満別豊里402番6地先まで

後

14.30mから
24.50mまで

410.00m

—

網走郡大空町女満別豊里183番1地先から網走郡大空町女満別豊里402番6地先まで

前

14.40mから
14.40mまで

1,561.20m

—

網走郡大空町女満別豊里183番1地先から網走郡大空町女満別豊里402番6地先まで

後

19.00mから
22.00mまで

1,561.20m

—

北海道告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成18年4月1日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 稚内猿払線

3 道路の区域

区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1003林班ら小班地先から稚内市大字宗谷村字東浦223番2地先(一般国道238号交点)まで 前 15.99mから100.00mまで 410.00m 一般国道238号 重複L=10.50m

稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1003林班ら小班地先から宗谷郡猿払村知来別570番1地先まで

後

15.99mから
105.00mまで

362.50m

一般国道238号
重複L=1,500.00m

北海道告示第305号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系ユカンボシ川

2 廃川敷地等が生じた年月日 平成18年3月31日

3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 (左岸)千歳市長都37番13地先から37番1地先まで、37番12地先から101番8地先まで、36番11地先から36番12地先まで、101番1地先から101番2地先まで、15番7地先から15番8地先まで、15番1地先から46番2地先まで、103番9地先から47番1地先まで及び4番3地先から3番25地先まで

(右岸)千歳市長都100番2地先から100番26地先まで、100番3地先から101番3地先まで、16番7地先から16番16地先まで及び46番3地先から46番13地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 9,310.28㎡

北海道告示第306号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 河 川 の 名 称 二級河川敷生川水系敷生川

2 廃川敷地が生じた年月日 平成18年3月31日

3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 白老郡白老町字北吉原771番

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 16,433.85㎡

北海道告示第307号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の2二級河川敷生川の項図面の欄中「第1号図及び第2号図」を「第1号図の2、第2号図の2及び第3号図」改める。

北海道告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成上浦1（I－2－563－1601）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区上浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道函館土木現業所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前神明1（I－2－228－1326）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字神明（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道函館土木現業所及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第309号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

戸井小安1・2（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線によって囲まれた区域。

市	字	地 番	標柱番号
函館市	小安町	854番2	1
同	同	855番1	2
同	同	854番1	3、4

北海道告示第310号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

戸井小安3（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線によって囲まれた区域。

市	字	地 番	標柱番号
函館市	小安町	787番	1、2
同	同	400番	3
同	同	401番1	4

北海道告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年 3月31日

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

北広島市西の里の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 札幌圏都市計画用途地域に係る事項

(1) 都市計画の種類 用途地域

(2) 都市計画を定めた土地の区域

江別市1条1丁目、1条2丁目、1条3丁目、2条5丁目、2条6丁目、萩ヶ岡、上

江別東町、大麻、大麻中町及び野幌美幸町の各一部

北広島市西の里の一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

函館市海岸町、万代町及び浅野町の各一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 函館圏都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加する土地の区域

函館市海岸町、万代町及び浅野町の各一部

イ 除外する土地の区域

函館市豊川町、大手町、若松町、港町2丁目及び港町3丁目の各一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

5 小樽都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

小樽市塩谷1丁目の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

6 帯広圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

音更町木野大通東17丁目並びに木野大通西17丁目並びに木野西通16丁目及び17丁目

並びに柳町仲区並びに十勝川温泉北13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目並びに十勝川

温泉南11丁目、12丁目、13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目の各一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

7 帯広圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・102号 国見通	音更町宝来北 2条4丁目	音更町字然別	音更町中鈴蘭 北6丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第312号

昭和50年北海道告示第1935号(開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 閲覧所の場所の事項を次のように改める。

北海道開発登録簿閲覧所	札幌市中央区北3条西6丁目	北海道建設部都市計画課内
石狩支庁開発登録簿閲覧所	札幌市中央区北3条西7丁目	北海道石狩支庁産業振興部建設指導課内
渡島支庁開発登録簿閲覧所	函館市美原4丁目6番16号	北海道函館土木現業所企画総務部建

檜山支庁開発 登録簿閲覧所	檜山郡江差町字 陣屋町336番3	設指導課内 北海道檜山支庁産 業振興部建設指導 課内	録簿閲覧所 釧路市開発登 録簿閲覧所	2号 釧路市黒金町7 丁目5	建築相談課内 釧路市住宅都市部 都市計画課内
後志支庁開発 登録簿閲覧所	虻田郡倶知安町 北1条東2丁目	北海道後志支庁産 業振興部建設指導 課内	帯広市開発登 録簿閲覧所	帯広市西5条南 7丁目1	帯広市都市開発部 宅地開発課内
空知支庁開発 登録簿閲覧所	岩見沢市8条西 5丁目	北海道空知支庁産 業振興部建設指導 課内	苫小牧市開発 登録簿閲覧所	苫小牧市旭町4 丁目5番6号	苫小牧市都市建設 部開発管理課内
上川支庁開発 登録簿閲覧所	旭川市永山6条 19丁目	北海道旭川土木現 業所企画総務部建 設指導課内	北見市開発登 録簿閲覧所	北見市北5条東 2丁目1番地	北見市都市建設部 建築指導課内
留萌支庁開発 登録簿閲覧所	留萌市住之江町 2丁目1-2	北海道留萌土木現 業所企画総務部建 設指導課内	網走市開発登 録簿閲覧所	網走市南6条東 4丁目	網走市建設部都市 開発課内
宗谷支庁開発 登録簿閲覧所	稚内市末広4丁 目2-27	北海道稚内土木現 業所企画総務部建 設指導課内	江別市開発登 録簿閲覧所	江別市高砂町6 番地	江別市建設部まち づくり推進室区画 整理課内
網走支庁開発 登録簿閲覧所	網走市北7条西 3丁目	北海道網走土木現 業所企画総務部建 設指導課内	名寄市開発登 録簿閲覧所	名寄市大通南1 丁目	名寄市建設部都市 整備課内
胆振支庁開発 登録簿閲覧所	室蘭市幸町9- 11	北海道室蘭土木現 業所企画総務部建 設指導課内	千歳市開発登 録簿閲覧所	千歳市東雲町2 丁目34番地	千歳市企画部まち づくり推進課内
日高支庁開発 登録簿閲覧所	浦河郡浦河町栄 丘東通56号	北海道日高支庁産 業振興部建設指導 課内	富良野市開発 登録簿閲覧所	富良野市弥生町 1番1号	富良野市建設水道 部街なみ整備課内
十勝支庁開発 登録簿閲覧所	帯広市東3条南 3丁目	北海道帯広土木現 業所企画総務部建 設指導課内	登別市開発登 録簿閲覧所	登別市中央町6 丁目11番地	登別市建設部建築 課内
釧路支庁開発 登録簿閲覧所	釧路市浦見2丁 目2-54	北海道釧路支庁産 業振興部建設指導 課内	伊達市開発登 録簿閲覧所	伊達市鹿島町20 番1	伊達市建設水道部 都市整備課内
根室支庁開発 登録簿閲覧所	根室市常盤町3 丁目28	北海道根室支庁産 業振興部建設指導 課内	北広島市開発 登録簿閲覧所	北広島市中央4 丁目2番地1	北広島市企画財政 部都市計画課内
小樽市開発登 録簿閲覧所	小樽市花園2丁 目12番1号	小樽市建設部宅地 課内	石狩市開発登 録簿閲覧所	石狩市花川北6 条1丁目30番地 2	石狩市建設部参事 (区画整理担当)
室蘭市開発登	室蘭市幸町1番	室蘭市都市建設部	北斗市開発登 録簿閲覧所	北斗市中央1丁 目3番10号	北斗市建設部建設 部都市住宅課内
			七飯町開発登 録簿閲覧所	七飯町字本町 568の3	七飯町都市住宅課 内
			森町開発登録 簿閲覧所	森町字御幸町 144番地の1	森町建設課内
			長万部町開発 登録簿閲覧所	長万部町字長万 部453番地1	長万部町建設課内
			美瑛町開発登 録簿閲覧所	美瑛町本町4丁 目6番1号	美瑛町都市建設課 内

白老町開発登録簿閲覧所	白老町大町1丁目1番1号	白老町都市整備課内	測 量		
音更町開発登録簿閲覧所	音更町元町2番地	音更町建設水道部建設管理課内	道 路 清 掃		
芽室町開発登録簿閲覧所	芽室町東2条2丁目14番地	芽室町経済部都市開発課内	農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局事業調整課	
幕別町開発登録簿閲覧所	幕別町本町130番地	幕別町建設部都市計画課内	水 産 土 木 工 事	水産林務部総務課	
			森 林 土 木 工 事		
			造	出 納 局 総 務 課	
			印 刷 物 の 製 造		
			印 章 の 製 造		
			物 品 の 購 入		
			物 品 の 賃 貸 借		
			ボ イ ラ ー 等 運 転 操 作	総 務 部 総 務 課	総 務 部 総 務 課
			庁 舎 等 清 掃		
			庁 舎 等 警 備		
			庁舎等消防設備保守点検		
			情 報 シ ス テ ム の 開 発	企画振興部科学IT振興局情報政策課	企画振興部科学IT振興局情報政策課
			船 舶 の 建 造 又 は 修 理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
			林 産 物 の 売 払 い	水産林務部森林環境局道有林課	森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）
			林産加工製品の売払い	林 産 試 験 場	林 産 試 験 場

（注）1 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

白老町開発登録簿閲覧所	白老町大町1丁目1番1号	白老町都市整備課内
音更町開発登録簿閲覧所	音更町元町2番地	音更町建設水道部建設管理課内
芽室町開発登録簿閲覧所	芽室町東2条2丁目14番地	芽室町経済部都市開発課内
幕別町開発登録簿閲覧所	幕別町本町130番地	幕別町建設部都市計画課内

北海道告示第313号

平成18年北海道告示第23号（平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3の2の表を次のように改める。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一 般 土 木 工 事	建設部建設管理局建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の地域振興部総務課
舗 装 工 事		
鋼 橋 上 部 工 事		
建 築 工 事		
電 気 工 事		
管 工 事		
塗 装 工 事		
道 路 標 識 設 置 工 事		
機 械 器 具 設 置 工 事		
造 園 工 事		
土 木 施 設 物 の 設 計		
建 築 物 の 設 計		
地 質 調 査		
技 術 資 料 作 成		

- (2) 申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設管理局建設情報課
- 2 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、出納局総務課に申請書類を提出しなければならない。

北海道告示第314号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) P P C用紙A 4 再生上質紙 1 冊当たり単価 135,000冊
(2) P P C用紙A 3 再生上質紙 1 冊当たり単価 2,700冊

2 落札を決定した日

平成18年3月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) A 4 氏 名 大丸藤井株式会社
住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地
(2) A 3 氏 名 北海道紙商事株式会社
住 所 札幌市西区二十四軒 4 条 3 丁目 1 番 1 号

4 落札金額

- (1) P P C用紙A 4 再生上質紙 1 冊当たり単価 238円
(2) P P C用紙A 3 再生上質紙 1 冊当たり単価 528円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年2月3日付け北海道告示第90号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局物品管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第315号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項ひやま漁業協同組合の事項中「同 久遠支所」を「同大成支所」に改める。

支 庁 告 示**北海道上川支庁告示第31号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成18年3月31日

北海道上川支庁長 高 橋 教 一

- 1 住 所 北海道旭川市南 2 条通25丁目103番地の 7
2 商号又は名称 未来エージェント
3 氏 名 山口 容子
4 登 録 番 号 北海道知事(3)上第00367号
5 業務停止の期間 平成18年3月23日から平成18年4月21日までの間の30日間
6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

北海道上川支庁告示第32号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成18年3月31日

北海道上川支庁長 高 橋 教 一

- 1 住 所 北海道上川郡上川町字層雲峡
2 商号又は名称 フレンズ
3 氏 名 佐藤 正人
4 登 録 番 号 北海道知事(2)上第00395号
5 業務停止の期間 平成18年3月23日から平成18年4月21日までの間の30日間

6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

北海道上川支庁告示第33号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成18年3月31日

北海道上川支庁長 高 橋 教 一

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 住 所 | 北海道旭川市永山9条10丁目3番19号 |
| 2 商号又は名称 | 松井商事 |
| 3 氏 名 | 松井 勝美 |
| 4 登録番号 | 北海道知事 ⁽¹⁾ 上第00422号 |
| 5 業務停止の期間 | 平成18年3月23日から平成18年4月21日までの間の30日間 |
| 6 業務停止の範囲 | |

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

北海道上川支庁告示第34号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成18年3月31日

北海道上川支庁長 高 橋 教 一

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 住 所 | 北海道旭川市東旭川南1条8丁目3番12号 |
| 2 商号又は名称 | 翔（つばさ） |
| 3 氏 名 | 谷口 充 |
| 4 登録番号 | 北海道知事 ⁽¹⁾ 上第00426号 |

5 業務停止の期間 平成18年3月23日から平成18年4月21日までの間の30日間

6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

北海道留萌支庁告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年3月31日

北海道留萌支庁長 西 山 泰 正

1 落札に係る契約の名称及び数量

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 複写機賃貸借契約 | |
| デジタルフルカラー複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |
| (2) 複写機賃貸借契約（白黒） | |
| デジタル複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |
| (3) 複写機賃貸借契約（カラー） | |
| デジタルフルカラー複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |
| (4) 複写機賃貸借契約（白黒） | |
| デジタル複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |
| (5) 複写機賃貸借契約（白黒） | |
| デジタル複写機（白黒） | 一式（使用枚数当たり単価） |
| (6) 複写機賃貸借契約 | |
| ア 複写機賃貸借契約（事業課・白黒） | |
| デジタル複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |
| イ 複写機賃貸借契約（羽幌・カラー） | |
| デジタルフルカラー複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |
| ウ 複写機賃貸借契約（遠別・カラー） | |
| デジタルフルカラー複写機 | 一式（使用枚数当たり単価） |

2 落札決定した日

平成18年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 複写機賃貸借契約 | |
| ア 氏 名 | 株式会社浜田商事 |

イ 住 所 北海道留萌市旭町2丁目

(2) 複写機賃貸借契約(白黒)

ア 氏 名 北鐘興産株式会社

イ 住 所 北海道増毛郡増毛町畠中町3丁目82

(3) 複写機賃貸借契約(カラー)

ア 氏 名 北鐘興産株式会社

イ 住 所 北海道増毛郡増毛町畠中町3丁目82

(4) 複写機賃貸借契約(白黒)

ア 氏 名 株式会社栄進堂

イ 住 所 北海道留萌市栄町2丁目5番28号

(5) 複写機賃貸借契約(白黒)

ア 氏 名 株式会社浜田商事

イ 住 所 北海道留萌市旭町2丁目

(6) 複写機賃貸借契約

ア 複写機賃貸借契約(事業課・白黒)

(ア) 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

(イ) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

イ 複写機賃貸借契約(羽幌・カラー)

(ア) 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

(イ) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

ウ 複写機賃貸借契約(遠別・カラー)

(ア) 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

(イ) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

4 落札金額

(1) 複写機賃貸借契約

基本使用料(2,000枚まで含む) 54,400円(1月当たり)

モノクロ超過枚数使用料(2,001枚以上8,000枚まで) 5円(1枚当たり)

モノクロ超過枚数使用料(8,001枚以上) 4円20銭(1枚当たり)

カラー超過枚数使用料(1枚以上1,000枚まで) 34円(1枚当たり)

カラー超過枚数使用料(1,001枚以上) 27円50銭(1枚当たり)

(2) 複写機賃貸借契約(白黒)

基本使用料(4,000枚まで含む) 8,000円(1月当たり)

超過枚数使用料(4,001枚以上15,000枚まで) 2円(1枚当たり)

超過枚数使用料(15,001枚以上25,000枚まで) 2円(1枚当たり)

超過枚数使用料(25,001枚以上) 2円(1枚当たり)

(3) 複写機賃貸借契約(カラー)

基本使用料 1円(1月当たり)

カラー超過枚数使用料(1枚以上2,000枚まで) 9円50銭(1枚当たり)

カラー超過枚数使用料(2,001枚以上4,000枚まで) 9円50銭(1枚当たり)

カラー超過枚数使用料(4,001枚以上) 9円50銭(1枚当たり)

モノクロ超過枚数使用料(1枚以上) 1円5銭(1枚当たり)

(4) 複写機賃貸借契約(白黒)

基本使用料(12,000枚まで含む) 93,000円(1月当たり)

超過枚数使用料(12,001枚以上27,000枚まで) 4円28銭(1枚当たり)

超過枚数使用料(27,001枚以上37,000枚まで) 3円55銭(1枚当たり)

超過枚数使用料(37,001枚以上) 3円35銭(1枚当たり)

(5) 複写機賃貸借契約(白黒)

基本使用料(5,000枚まで含む) 17,600円(1月当たり)

超過枚数使用料(5,001枚以上10,000枚まで) 3円40銭(1枚当たり)

超過枚数使用料(10,001枚以上) 3円(1枚当たり)

(6) 複写機賃貸借契約

ア 複写機賃貸借契約(事業課・白黒)

基本使用料(8,000枚まで含む) 11,600円(1月当たり)

超過枚数使用料(8,001枚以上10,000枚まで) 1円45銭(1枚当たり)

超過枚数使用料(10,001枚以上15,000枚まで) 1円45銭(1枚当たり)

超過枚数使用料(15,001枚以上) 1円45銭(1枚当たり)

イ 複写機賃貸借契約(羽幌・カラー)

基本使用料 1円(1月当たり)

カラー超過枚数使用料(1枚以上1,000枚まで) 13円(1枚当たり)

カラー超過枚数使用料(1,001枚以上) 12円(1枚当たり)

モノクロ超過枚数使用料(1枚以上200枚まで) 1円30銭(1枚当たり)

モノクロ超過枚数使用料(201枚以上) 1円20銭(1枚当たり)

ウ 複写機賃貸借契約(遠別・カラー)

基本使用料 1円(1月当たり)

カラー超過枚数使用料(1枚以上1,000枚まで) 16円(1枚当たり)

カラー超過枚数使用料(1,001枚以上) 16円(1枚当たり)

モノクロ超過枚数使用料(1枚以上200枚まで) 1円30銭(1枚当たり)

モノクロ超過枚数使用料(201枚以上) 1円20銭(1枚当たり)

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告 (1) 平成18年2月3日付け北海道留萌支庁告示第1号 (2) 平成18年2月3日付け北海道留萌支庁告示第2号 (3) 平成18年2月3日付け北海道留萌支庁告示第3号 (4) 平成18年2月3日付け北海道留萌支庁告示第4号 (5) 平成18年2月3日付け北海道留萌支庁告示第5号 (6) 平成18年2月3日付け北海道留萌支庁告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道留萌森づくりセンター管理課 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目 (2) 名 称 北海道留萌支庁経済部林務課 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目 (3) 名 称 北海道留萌支庁総務部総務課 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目 (4) 名 称 北海道留萌支庁農業振興部調整課 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目 (5) 名 称 北海道留萌支庁経済部水産課 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目 (6) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目	ア 平成18年6月1日から平成24年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することが有り得る。 イ 平成18年6月1日から平成23年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することが有り得る。 (4) 納 入 期 日 平成18年6月1日(木) (5) 納 入 場 所 ア 北海道釧路東高等学校、北海道白糠高等学校 イ 北海道釧路工業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成18年3月31日(金)から4月18日(火)まで イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室(北海道釧路支庁別館)(郵送による場合は、郵便番号 085-0835 北海道教育庁釧路教育局企画総務課) (2) 入 札 日 時 平成18年5月11日(木)午前10時(郵送による場合は、平成
道教育庁釧路教育局告示	
北海道教育庁釧路教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年3月31日 北海道教育庁釧路教育局長 田 中 了 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価) ア パーソナルコンピューター 一式 84台(普通科高等学校) イ パーソナルコンピューター 一式 42台(職業科高等学校) (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間	

18年5月10日(水)までに必着のこと。)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う
郵便料金に相当する郵便切手を添えて(1)あてに申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によるものとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定
価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入
札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次によ
る。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当す
る額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の
105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成
員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す
ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 085-0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

電話番号 0154-43-9272

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured ;

a . Personal Computer 84 1set

b . Personal Computer 42 1set

B . Bid tendering date and time :

10:00 A. M., May 11, 2006

(If mailed, bids must arrive no later than May 10)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Kushiro District Bureau of

Education, Hokkaido Government 1-1, Urami2, Kushiro, Hokkaido, 085-0835, Japan.

Phone : 0154-43-9272